

兵庫県感染症発生動向調査事業実施要領

第1 目的

感染症対策については、近年の新たな感染症の出現とともに、これまで制圧されてきた感染症の再興など感染症の脅威と感染症を取り巻く状況の変化に対応するため、健康危機管理の観点から、迅速かつ的確な対応、感染症の発生、拡大に備えた事前対応型の行政の構築などを柱として、平成11年4月に「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（以下「感染症法」という。）が施行された。

感染症発生動向調査事業は、県内の感染症の発生情報を正確に把握・分析、その情報を速やかに地域に公表することにより、地域住民の感染症に対する理解と協力を促し、医療機関における適切な初期診療や予防接種・衛生教育等の適切な予防措置を進め、感染症の発生及びまん延を防止するとともに、病原体情報（検査情報も含む。以下同じ。）を収集、分析することで、流行している病原体の検出状況及び特性を確認し、適切な感染症対策を立案することを目的として実施する。

第2 法令等の遵守

本事業の実施にあたっては、感染症法及び国の定める感染症発生動向調査事業実施要綱（以下、「国要綱」という。）を遵守する。

第3 対象感染症

本事業の対象とする感染症は、別表1のとおりとする。

第4 実施主体

実施主体は、兵庫県（以下、「県」という。）及び神戸市、姫路市、尼崎市及び西宮市（以下「保健所設置市」という。）とする。

第5 実施体制

1 基幹地方感染症情報センター及び地方感染症情報センター

地方感染症情報センターは、県又は保健所設置市の管轄区域内における患者情報、疑似症情報及び病原体情報を収集・分析し、県又は保健所設置市の感染症所管課に報告するとともに、全国情報と併せて、これらを速やかに医師会等の関係機関に提供・公開することとして、県又は保健所設置市ごとに、原則として、地方衛生研究所内に地方感染症情報センターを設置する。

また、基幹地方感染症情報センターを県の感染症情報センター内に設置し、保健所設置市の地方感染症情報センター等と連携のうえ県全域にわたる患者情報、疑似症情報及び病原体情報を収集・分析し、その結果を地方感染症情報センター、県健康福祉部健康局疾病対策課（以下、「県疾病対策課」という。）に報告するとともに、全国情報と併せて、これらをインターネット等により速やかに情報公開する。

なお、基幹地方感染症情報センターは情報の収集、分析の効果的、効率的な運

用を図るため、必要に応じて兵庫県健康づくり審議会感染症対策専門委員会の助言を求める。

2 指定届出機関及び指定提出機関（定点）

(1) 県は、定点把握対象の五類感染症について、患者情報及び疑似症情報を収集するため、感染症法第14条第1項に規定する指定届出機関として患者定点及び疑似症定点をあらかじめ指定する。

なお、保健所設置市内の定点については、保健所設置市の推薦に基づき指定する。

(2) 県は、定点把握対象の五類感染症について、患者の検体又は当該感染症の病原体（以下「検体等」という。）を収集するため、病原体定点をあらかじめ指定する。

また、感染症法施行規則第7条の2に規定する五類感染症については、感染症法第14条の2第1項に規定する指定提出機関として、病原体定点を指定する。

なお、保健所設置市内の定点については、保健所設置市の推薦に基づき指定する。

3 検査施設

県及び保健所設置市の管轄区域内における本事業に係る検体等の検査については、地方衛生研究所若しくは県健康福祉事務所（以下、「健康福祉事務所」という。）又は保健所設置市の検査施設において実施する。

地方衛生研究所若しくは健康福祉事務所又は保健所設置市の検査施設（以下、「地方衛生研究所等」という。）は、県又は保健所設置市がそれぞれ別に定める検査施設における病原体検査の業務管理要領（以下「病原体検査要領」という。）に基づき検査を実施し、検査の信頼性確保に努めることとする。

また、所管する地方衛生研究所等において実施できない検査について、保健所設置市は県立研究所に協力を依頼し、県立研究所において実施できない検査については、県又は保健所設置市は国立感染症研究所等に協力を依頼するなど検査実施体制を確保する。

第6 事業の実施

1 一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症及び全数把握対象の五類感染症、新型インフルエンザ等感染症及び指定感染症

(1) 調査単位及び実施方法

ア 健康福祉事務所・保健所

(ア) 感染症法第12条に基づく医師からの届出、または感染症法第13条に基づく獣医師からの届出を受けた健康福祉事務所又は保健所は、直ちに感染症発生動向調査システムに届出内容を入力するものとする。

また、健康福祉事務所又は保健所は、病原体検査が必要と判断した場合には、検体等を所持する医療機関に対して、病原体検査のための検体等の提供

について、県又は保健所設置市がそれぞれ別に定める様式の検査票（以下「検査票」という。）を添付して依頼等を行うものとする。

なお、病原体検査の必要性の判断及び実施等について、必要に応じてそれぞれの感染症所管課及び地方衛生研究所と協議する。

(イ) 健康福祉事務所又は保健所は、検体等の提供を受けた場合には、検査票を添付して地方衛生研究所等へ検査を依頼するものとする。

(ウ) 健康福祉事務所又は保健所は、届出を受けた感染症に係る発生状況等を把握し、市町、医療機関、地域医師会、教育委員会等の関係機関に発生状況等を提供し、連携を図る。

イ 地方衛生研究所等

(ア) 地方衛生研究所等は、検査票及び検体等が送付された場合にあっては、病原体検査要領に基づき当該検体等を検査し、その結果を健康福祉事務所又は保健所を経由して診断した医師に通知するとともに、県疾病対策課又は保健所設置市感染症所管課並びに地方感染症情報センターに送付する。

また、病原体情報について、速やかに中央感染症情報センターに送付する。

(イ) 保健所設置市の地方衛生研究所等において実施することが困難な検査については、必要に応じて県立研究所に依頼する。

なお、県立研究所においても実施することが困難な検査については、必要に応じて国立感染症研究所に依頼する。

(ウ) 患者が一類感染症と診断されている場合、県域を超えた感染症の集団発生があった場合等の緊急的な場合及び国から提出を求められた場合にあっては、検体等を国立感染症研究所に送付する。

ウ 地方感染症情報センター

(ア) 地方感染症情報センターは、管轄区域の患者情報について、健康福祉事務所又は保健所から情報の入力があり次第、登録情報の確認を行う。

(イ) 地方感染症情報センターは、管轄区域内の全ての患者情報及び病原体情報を収集、分析するとともに、その結果を週報（月単位の場合は月報。以下同じ。）等として公表される県情報、全国情報と併せて、健康福祉事務所や保健所等の関係機関に提供・公開する。

エ 基幹地方感染症情報センター

基幹地方感染症情報センターは、県域内の全ての患者情報及び病原体情報を収集し、分析するとともに、その結果を週報等として公表される全国情報と併せて、地方感染症情報センター等の関係機関に提供・公開する。

オ 県疾病対策課・保健所設置市感染症所管課

県疾病対策課又は保健所設置市感染症所管課は、基幹地方感染症情報センター及び地方感染症情報センターが収集、分析した患者情報及び病原体情報を感染症対策に利用し、関係機関との連携・調整を行う。

なお、緊急の場合や国から対応を求められた場合においては、直接必要な情報を収集するとともに、国及び他の都道府県等とも連携の上、迅速な対応を行う。

2 定点把握対象の五類感染症

(1) 対象とする感染症の状態

各々の定点把握対象の五類感染症について、届出基準を参考とし、当該疾病の患者と診断される場合とする。

(2) 定点の指定

ア 患者定点

感染症法第14条に定める定点把握対象の五類感染症の発生状況を地域的に把握するため、県は次の点に留意し、関係医師会等の協力を得て、医療機関の中から可能な限り無作為に患者定点を指定する。

また、定点の指定に当たっては、人口及び医療機関の分布等を勘案して、できるだけ県全体の感染症の発生状況を把握できるよう考慮する。

なお、保健所設置市内の患者定点の指定にあたっては、保健所設置市の推薦に基づき指定する。

(ア) 小児科定点

別表2の小児科定点の対象感染症については、小児科を標榜する医療機関（主として小児科医療を提供しているもの）を小児科定点として指定する。小児科定点の数は国要綱に基づき算定する。この場合において、小児科定点として指定された医療機関は、インフルエンザ定点として協力するよう努める。

(イ) インフルエンザ定点

別表2のインフルエンザ定点の対象感染症については、前記（ア）で指定した小児科定点のうちインフルエンザ定点として協力する小児科定点に加え、内科を標榜する医療機関（主として内科医療を提供しているもの）を内科定点として指定し、両者を合わせてインフルエンザ定点とする。内科定点の数は国要綱に基づき算定する。

(ウ) 眼科定点

別表2の眼科定点の対象疾患については、眼科を標榜する医療機関（主として眼科医療を提供しているもの）を眼科定点として指定すること。眼科定点の数は国要綱に基づき算定する。

(エ) 性感染症定点

別表2の眼科定点の対象疾患については、産婦人科、産科若しくは婦人科（産婦人科系）、医療法施行令（昭和23年政令第326号）第3条の2第1項第1号ハ及び二（2）の規定により性感染症と組み合わせた名称を診療科名とする診療科、泌尿器科又は皮膚科を標榜する医療機関（主として各々の標榜科の医療を提供しているもの）を性感染症定点として指定する。性感染症定点の数は国要綱に基づき算定する。

(オ) 基幹定点

別表2の基幹定点の対象疾患については、対象患者がほとんど入院患者であるため、患者を300人以上収容する施設を有する病院であって内科及び外科を標榜する病院（小児科医療と内科医療を提供しているもの）を2次医療圏域毎に1カ所以上、基幹定点として指定する。

なお、基幹定点においては、別表2のインフルエンザ定点の対象感染症のうち、入院患者も届出対象とする。

イ 病原体定点

病原体の分離等の検査情報を収集するため、県は、次の点に留意し、関係医師会等の協力を得て、原則、患者定点として指定された医療機関の中から病原体定点を指定する。

また、定点の指定に当たっては、人口及び医療機関の分布等を勘案して、できるだけ県全体の発生状況を把握できるよう考慮する。

同様に感染症法第14条の2に規定されている別表1の(97)に掲げるインフルエンザの病原体の分離等検査情報を収集するために、次の(エ)のインフルエンザ病原体定点を指定提出機関として指定する。

なお、病原体定点の数等については、次の基準の範囲内で、県が保健所設置市と協議して決定する。

(ア) 小児科病原体定点

アの(ア)により指定された患者定点の概ね10%を小児科病原体定点とする。

(イ) 眼科病原体定点

アの(ウ)により指定された患者定点の概ね10%を眼科病原体定点として指定する。

(ウ) 基幹病原体定点

アの(オ)により指定された患者定点の全てを基幹病原体定点として指定する。

(エ) インフルエンザ病原体定点・指定提出機関

アの(ア)及び(イ)により指定された患者定点の概ね10%とし、それぞれ3定点と2定点を下回らないよう指定する。

(3) 調査単位等

(ア) 患者定点に係る調査単位の期間等は、別表2のとおりとする。

(イ) 小児科病原体定点に係る調査単位の期間等は、別表3のとおりとする。

(4) 実施方法

ア 患者定点

(ア) 患者定点として指定された医療機関は、速やかな情報提供を図る趣旨から、調査単位の期間の診療時において、届出基準（平成18年3月8日健感発第0308001号厚生労働省健康局結核感染症課長通知。以下同じ。）により、患者発生状況の把握を行うものとする。

(イ) (2)の(ア)により指定された定点把握対象の指定届出機関においては、届出基準に従い、それぞれ調査単位の患者発生状況等を記載する。

(ウ) (イ)の届出に当たっては感染症法施行規則第7条に従い行うものとする。

イ 病原体定点

(ア) 病原体定点として指定された医療機関は、県又は保健所設置市が別に定めるところにより病原体検査のために検体等を採取する。

(イ) 小児科病原体定点においては、患者発生状況を踏まえ、県又は保健所設置

市が別に定めるところにより、別表3の対象感染症のうち複数の感染症について、毎月、原則として概ね4症例からそれぞれ少なくとも1種類の検体を、検査票を添えて、梱包のうえ、地方衛生研究所等に提出するものとする。

(ウ) インフルエンザ病原体定点として指定された医療機関は、インフルエンザ（インフルエンザ様疾患を含む。）について、調査単位ごとに1検体程度を梱包のうえ、地方衛生研究所等に提出する。

(エ) その他の病原体定点として指定された医療機関は、県又は保健所設置市が別に定めるところにより、検体等について、検査票を添えて、梱包のうえ、速やかに地方衛生研究所等に送付する。

ウ 検体等を所持している医療機関等

健康福祉事務所又は保健所から当該患者の病原体検査のための検体等を提供の依頼を受けた場合にあっては、健康福祉事務所又は保健所に協力し、検体等を提供する。

エ 健康福祉事務所・保健所

(ア) 健康福祉事務所又は保健所は、患者定点から得られた患者情報が週単位の場合は調査対象の週の翌週の火曜日までに、月単位の場合は調査対象月の翌月の3日までに、感染症発生動向調査システムに入力する。

また、対象感染症についての集団発生その他特記すべき情報については、県疾病対策課又は保健所設置市感染症所管課並びに地方感染症情報センターに報告する。

なお、健康福祉事務所又は保健所は、病原体検査が必要と判断した場合は、検体等を所持している医療機関等に対して、検査票を添付して病原体検査のための検体等の提供の依頼等を行い、地方衛生研究所等へ検査を依頼するものとする。病原体検査の必要性の判断及び実施等については、必要に応じて県疾病対策課又は保健所設置市感染症所管課及び地方衛生研究所等と協議する。

(イ) 健康福祉事務所又は保健所は、検体等の提供を受けた場合には、検査票を添付して地方衛生研究所等へ検査を依頼するものとする。

(ウ) 健康福祉事務所又は保健所は、定点把握対象の五類感染症の発生状況を把握し、市町、医療機関、地域医師会、教育委員会等の関係機関に発生状況等を提供し連携を図る。

オ 地方衛生研究所等

(ア) 地方衛生研究所等は、検査票及び検体等が送付された場合にあっては、病原体検査要領に基づき当該検体を検査し、その結果を病原体情報として健康福祉事務所又は保健所を経由して病原体定点に通知するとともに、県疾病対策課及び保健所設置市感染症所管課並びに地方感染症情報センターに送付する。

また、病原体情報については、速やかに中央感染症情報センター（国立感染症研究所感染症疫学センター。以下同じ。）に報告する。

(イ) 保健所設置市の地方衛生研究所等において実施することが困難な検査については、必要に応じて県立研究所に検査を依頼する。

なお、県立研究所においても検査が困難な場合は、必要に応じて国立感染症研究所に協力を依頼するものとする。

(ウ) 地方衛生研究所等は、県域を超えた集団発生があった場合等の緊急の場合及び国から提出を求められ場合にあつては、検体等を国立感染症研究所に送付する。

カ 地方感染症情報センター

(ア) 地方感染症情報センターは、県又は保健所設置市の管轄区域の患者情報について、健康福祉事務所又は保健所からの情報の入力があり次第、登録情報の確認を行う。

(イ) 地方感染症情報センターは、県又は保健所設置市の管轄区域内の全ての患者情報及び病原体情報を収集、分析するとともに、その結果を週報等として公表される県情報、全国情報と併せて、健康福祉事務所又は保健所等の関係機関に提供・公開する。

キ 基幹地方感染症情報センター

基幹感染症情報センターは、県内の全ての患者情報及び病原体情報を収集、分析するとともに、その結果を週報等として公表される全国情報と併せて、県疾病対策課、保健所設置市感染症所管課及び健康福祉事務所、保健所、地方感染症情報センター等の関係機関に提供・公開する。

ク 県疾病対策課・保健所設置市感染症所管課

県疾病対策課又は保健所設置市感染症所管課は、基幹地方感染症情報センター及び地方感染症情報センターが収集、分析した患者情報及び病原体情報を感染症対策に利用し、関係機関との連携・調整を行う。

なお、緊急の場合及び国から対応を求められた場合においては、直接必要な情報を収集するとともに、国及び他の都道府県とも連携の上、迅速な対応を行う。

3 感染症法第14条第1項に規定する厚生労働省令で定める疑似症

(1) 対象とする疑似症の状態

各々の疑似症について、届出基準を参考とし、当該疑似症の患者と診断される場合とする。

(2) 疑似症定点の指定

県は次の点に留意し、関係医師会等の協力を得て、医療機関の中から可能な限り無作為に疑似症定点を指定する。また、定点の指定に当たっては、人口及び医療機関の分布等を勘案して、できるだけ県全体の感染症の発生状況を把握できるよう考慮すること。

なお、保健所設置市内の疑似症定点の指定にあたっては、保健所設置市の推薦に基づき指定すること。

(ア) 第一号疑似症定点

対象疑似症のうち、別表1の(113)に掲げるものについては、内科又は小児科を標榜する医療機関（主として内科又は小児科医療を提供しているもの）を第一号疑似症定点とする。

また、第一号疑似症定点の数は国要綱に基づき算定する。

なお、小児科定点又はインフルエンザ定点を兼ねることができる。

(イ) 第二号疑似症定点

対象疑似症のうち、別表1の(114)に掲げるものについては、内科、小児科又は皮膚科を標榜する医療機関（主として内科、小児科又は皮膚科医療を提供しているもの）を第二号疑似症定点とする。ただし、当面の間は第一号疑似症定点を第二号疑似症定点として指定する。

(3) 実施方法

ア 疑似症定点

(ア) 疑似症定点として指定された医療機関は、速やかな情報提供を図る趣旨から、診療時において、届出基準により、直ちに疑似症発生状況の把握を行うものとする。

(イ) (2)の(ア)により選定された定点把握対象の指定届出機関においては、届出基準に従い、直ちに疑似症発生状況等を保健所に連絡する。

(ウ) (イ)の届出に当たっては感染症法施行規則第7条に従い行うものとする。

イ 健康福祉事務所・保健所

(ア) 届出を受けた健康福祉事務所又は保健所は、当該疑似症定点から得られた疑似症情報を、直ちに、症候群サーベイランスシステムに入力するものとする。

また、対象疑似症についての集団発生その他特記すべき情報については、県疾病対策課又は保健所設置市感染症所管課及び地方感染症情報センター並びに中央感染症情報センターに報告する。

(イ) 健康福祉事務所・保健所は、疑似症の発生状況等を把握し、市町、医療機関、地域医師会、教育委員会等の関係機関に発生状況等を提供し連携を図る。

ウ 地方感染症情報センター

(ア) 地方感染症情報センターは管轄区域の疑似症情報について、健康福祉事務所又は保健所からの情報の入力があり次第、登録情報の確認を行う。

(イ) 地方感染症情報センターは管轄区域内の全ての疑似症情報を収集、分析するとともに、その結果を週報等として公表される県情報、全国情報と併せて、健康福祉事務所又は保健所等の関係機関に提供・公開する。

エ 基幹地方感染症情報センター

基幹地方感染症情報センターは、県内の全ての疑似症情報を収集、分析するとともに、その結果を週報等として公表される全国情報と併せて、県疾病対策課、保健所設置市感染症所管課及び健康福祉事務所、保健所、地方感染症情報センター等の関係機関に情報提供する。

オ 県疾病対策課・保健所設置市感染症所管課

地方感染症情報センターが収集、分析した疑似症情報を感染症対策に利用し、関係機関との連携・調整を行う。

なお、緊急の場合及び国から対応を求められた場合においては、直接必要な情報を収集するとともに、国及び他の都道府県と連携の上、迅速な対応を行う。

4 その他

(1) 上記の実施方法以外の部分について、必要と認められる場合には、県の実情に

応じた追加を行い、地域における効果的・効率的な感染症発生動向調査を構築していくこととする。

(2) 本実施要領に定める事項以外の内容については、保健所設置市の意見を聴取したうえで、必要に応じて県健康福祉部健康局長が定めることとする。

5 保健所設置市との関係

兵庫県は、本事業を実施するため保健所設置市と協議し、連携を図る。

なお、本要領に定める保健所設置市内の保健所設置市感染症所管課、保健所、地方衛生研究所等及び地方感染症情報センターの機能及び役割分担等については、実情に応じて保健所設置市が別に定めることができる。

附 則

- 1 この実施要領は、平成22年9月1日から施行する。
- 2 兵庫県結核・感染症発生動向調査事業実施要綱（昭和62年1月1日施行）は廃止する。
- 3 この実施要領の一部改正は、平成23年2月1日から施行する。
- 4 この実施要領の一部改正は、平成23年9月5日から施行する。
- 5 この実施要領の一部改正は、平成25年3月4日から施行する。
- 6 この実施要領の一部改正は、平成25年4月1日から施行する。
- 7 この実施要領の一部改正は、平成25年10月14日から施行する。
- 8 この実施要領の一部改正は、平成26年7月26日から施行する。
- 9 この実施要領の一部改正は、平成26年9月19日から施行する。
- 10 この実施要領の一部改正は、平成27年1月21日から施行する。
- 11 この実施要領の一部改正は、平成28年2月15日から施行する。
- 12 この実施要領の一部改正は、平成28年4月1日から施行する。

なお、第6（2）イ（イ）及び（エ）の規程にかかわらず、姫路市内、尼崎市内、西宮市内の病原体定点（インフルエンザ定点を除く）として指定された医療機関は、当面の間、検体等を県立研究所に送付するものとする。

別表1 兵庫県感染症発生動向調査事業の対象感染症

類型	疾患名	届出
一類	(1)エボラ出血熱、(2)クリミア・コンゴ出血熱、(3)痘そう、(4)南米出血熱、(5)ペスト、(6)マールブルグ病、(7)ラッサ熱	全数
二類	(8)急性灰白髄炎、(9)結核、(10)ジフテリア、(11)重症急性呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属 SARS コロナウイルスであるものに限る。）、(12)中東呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属 MERS コロナウイルスであるものに限る。）、(13)鳥インフルエンザ(H5N1)、(14)鳥インフルエンザ(H7N9)	全数
三類	(15)コレラ、(16)細菌性赤痢、(17)腸管出血性大腸菌感染症、(18)腸チフス、(19)パラチフス	全数
四類	(20)E 型肝炎、(21)ウエストナイル熱（ウエストナイル脳炎を含む。）、(22)A 型肝炎、(23)エキノコックス症、(24)黄熱、(25)オウム病、(26)オムスク出血熱、(27)回帰熱、(28)キャサスル森林病、(29)Q 熱、(30)狂犬病、(31)コクシジオイデス症、(32)サル痘、(33)ジカウイルス感染症、(34)重症熱性血小板減少症候群（病原体がフレボウイルス属 SFTS ウイルスであるものに限る。）、(35)腎症候性出血熱、(36)西部ウマ脳炎、(37)ダニ媒介脳炎、(38)炭疽、(39)チクングニア熱、(40)つつが虫病、(41)デング熱、(42)東部ウマ脳炎、(43)鳥インフルエンザ（H5N1 及び H7N9 を除く。）、(44)ニパウイルス感染症、(45)日本紅斑熱、(46)日本脳炎、(47)ハンタウイルス肺症候群、(48)B ウイルス病、(49)鼻疽、(50)ブルセラ症、(51)ベネズエラウマ脳炎、(52)ヘンドラウイルス感染症、(53)発しんチフス、(54)ボツリヌス症、(55)マラリア、(56)野兔病、(57)ライム病、(58)リッサウイルス感染症、(59)リフトバレー熱、(60)類鼻疽、(61)レジオネラ症、(62)レプトスピラ症、(63)ロッキー山紅斑熱	全数
五類	(64)アメーバ赤痢、(65)ウイルス性肝炎（E 型肝炎及び A 型肝炎を除く。）、(66)カルバペネム耐性腸内細菌科細菌感染症、(67)急性脳炎（ウエストナイル脳炎、西部ウマ脳炎、ダニ媒介性脳炎、東部ウマ脳炎、日本脳炎、ベネズエラウマ脳炎及びリフトバレー熱を除く。）、(68)クリプトスポリジウム症、(69)クロイツフェルト・ヤコブ病、(70)劇症型溶血性レンサ球菌感染症、(71)後天性免疫不全症候群、(72)ジアルジア症、(73)侵襲性インフルエンザ菌感染症、(74)侵襲性髄膜炎菌感染症、(75)侵襲性肺炎球菌感染症、(76)水痘（患者が入院を要すると認められるものに限る。）、(77)先天性風しん症候群、(78)梅毒、(79)播種性クリプトコックス症、(80)破傷風、(81)バンコマイシン耐性黄色ブドウ球菌感染症、(82)バンコマイシン耐性腸球菌感染症、(83)風しん、(84)麻しん、(85)薬剤耐性アシネトバクター感染症	全数
	(86)RS ウイルス感染症、(87)咽頭結膜熱、(88)A 群溶血性レンサ球菌咽頭炎、(89)感染性胃腸炎、(90)水痘、(91)手足口病、(92)伝染性紅斑、(93)突発性発しん、(94)百日咳、(95)ヘルパンギーナ、(96)流行性耳下腺炎、(97)インフルエンザ（鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く。）、(98)急性出血性結膜炎、(99)流行性角結膜炎、(100)性器クラミジア感染症、(101)性器ヘルペスウイルス感染症、(102)尖圭コンジローマ、(103)淋菌感染症、(104)クラミジア肺炎(オウム病を除く。）、(105)細菌性髄膜炎（インフルエンザ菌、髄膜炎菌、肺炎球菌を原因として同定された場合を除く。）、(106)ペニシリン耐性肺炎球菌感染症、(107)マイコプラズマ肺炎、(108)無菌性髄膜炎、(109)メチシリン耐性黄色ブドウ球菌感染症、(110)薬剤耐性緑膿菌感染症	定点
疑似症	法第 14 条第 1 項に規定する厚生労働省令で定める疑似症 (113)摂氏 38 度以上の発熱及び呼吸器症状（明らかな外傷又は器質的疾患に起因するものを除く。）、(114)発熱及び発しん又は水疱（ただし、当該感染症が二類感染症、三類感染症、四類感染症又は五類感染症の患者の症状であることが明らかな場合を除く。)	定点
新型インフルエンザ等感染症	(111)新型インフルエンザ、(112)再興型インフルエンザ	全数

別表2 定点把握対象の五類感染症の調査単位

定点種類	対象疾患	調査単位
小児科定点	(86)RSウイルス感染症、(87)咽頭結膜熱、(88)A群溶血性レンサ球菌咽頭炎、(89)感染性胃腸炎、(90)水痘、(91)手足口病、(92)伝染性紅斑、(93)突発性発しん、(94)百日咳、(95)ヘルパンギーナ、(96)流行性耳下腺炎	1週間(月曜日から日曜日)
インフルエンザ定点	(97)インフルエンザ(鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く。)	1週間(月曜日から日曜日)
眼科定点	(98)急性出血性結膜炎、(99)流行性角結膜炎	1週間(月曜日から日曜日)
性感染症定点	(100)性器クラミジア感染症、(101)性器ヘルペスウイルス感染症、(102)尖圭コンジローマ、(103)淋菌感染症	各月
基幹定点	(97)インフルエンザ(鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く。)*ただし、入院患者に限定する。	1週間(月曜日から日曜日)
	(89)のうち病原体がロタウイルスであるもの、(104)クラミジア肺炎(オウム病を除く。)、(105)細菌性髄膜炎(インフルエンザ菌、髄膜炎菌、肺炎球菌を原因として同定された場合を除く。)、(107)マイコプラズマ肺炎、(108)無菌性髄膜炎	
	(106)ペニシリン耐性肺炎球菌感染症、(109)メチシリン耐性黄色ブドウ球菌感染症、(110)薬剤耐性緑膿菌感染症	各月

別表3 病原体定点把握対象の五類感染症の調査単位

定点種類	対象疾患	調査単位
小児科病原体 定点	(86)RS ウイルス感染症、(87)咽頭結膜熱、 (88)A 群溶血性レンサ球菌咽頭炎、(89)感染 性胃腸炎、(90)水痘、(91)手足口病、(92)伝 染性紅斑、(93)突発性発しん、(94)百日咳、 (95)ヘルパンギーナ、(96)流行性耳下腺炎	各月
インフルエン ザ病原体定点	(97)インフルエンザ（鳥インフルエンザ及び 新型インフルエンザ等感染症を除く。）	流行期（兵庫県におけるインフ ルエンザ定点の1定点あたりの 患者数が1を超えた時点から1 を下回るまでの期間には1週間 （月曜日から日曜日） 非流行期（流行期以外の期間） には各月
眼科病原体 定点	(98)急性出血性結膜炎、(99)流行性角結膜炎	各月
基幹病原体 定点	(89)のうち病原体がロタウイルスであるも の、(105)細菌性髄膜炎（インフルエンザ菌、 髄膜炎菌、肺炎球菌を原因として同定された 場合を除く。）、(108)無菌性髄膜炎	各月